

役員報酬に係る規定

役員は無報酬とする。

ただし、法人用務にかかる経費実費は支弁することができる。

本内容は法改正日の令和7年4月1日より了解事項として合意がされていたものであるが、令和8年3月21日の理事会にて改めて決議し、明文化するものである。

学校法人自由ヶ丘学園